

台東区特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、台東区（以下「区」という。）が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育提供者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査（以下「検査」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 検査は、特定教育・保育提供者としての法令遵守の義務の確保及び自主的な遵法意識の醸成を図るための体制（以下「業務管理体制」という。）の整備状況を把握し、必要な指導、助言又は是正の措置を講じることにより、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の健全な運営及び台東区民からの信頼を確保することを目的とする。

(対象)

第3条 この要綱で定める検査の対象は、法第55条第2項の規定に基づき、台東区教育委員会に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た特定教育・保育提供者とする。

(検査の種類)

第4条 検査は、一般検査と特別検査とする。

2 一般検査は業務管理体制を整備していることを確認するために、法第14条第1項の規定に基づき区が実施する指導監査と併せ、書面の提出にて行うことを基本とする。

3 特別検査は、次のいずれかに該当する場合に随時適切に行う。

- (1) 施設又は事業の運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるとき。
- (2) 度重なる指導によっても改善が見られないとき。
- (3) 正当な理由がなく、一般検査を拒否したとき。

(検査事項)

第5条 検査は、次の各号に掲げる事項が適切に整備・実施されているかを確認する。

- (1) 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者を選任していること。

- (2) 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していること（確認を受けている施設又は事業所の数が20以上の特定教育・保育提供者に限る。）。
- (3) 業務執行の状況の監査を定期的に行っていること（確認を受けている施設又は事業所の数が100以上の特定教育・保育提供者に限る。）。

（実施の通知）

第6条 区は、検査対象となる特定教育・保育提供者に対し、あらかじめ日時、場所、担当者等について文書で通知する。ただし、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、検査の開始時に文書を交付することによって通知を行うことができる。

（検査結果に基づく措置）

第7条 検査終了後、検査担当職員は、速やかに特定教育・保育提供者に対し検査結果を文書によって通知し必要な指導、助言等を行う。

2 前項により指導、助言等を行った事項について、期限を定めて、対応状況の報告を求め改善の有無を確認する。

（特定教育・保育提供者に対する勧告等）

第8条 区は、特定教育・保育提供者が内閣府令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者は、定められた期限内に必要な措置を行い、改善した内容を文書で区へ報告しなければならない。

3 第1項の規定による勧告を受けた特定教育・保育提供者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、運営指導所管課へ通知するとともに公表する。

（関係機関との連携）

第9条 必要に応じて、関係行政機関の協力を求める等、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。